

厚岸町議会 第1回定例会

令和4年3月10日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、石澤議員、3番、室崎議員を指名いたします。

議会運営委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時02分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長からの報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●委員長（佐藤委員） 議会運営委員会報告を申し上げます。

本日、午前10時から、第4回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

追加議案として提出されました、議案第30号 令和3年度一般会計補正予算の取扱いについて協議をいたしました。その結果、本会議において審議することとし、新年度予算議決後、審議を行うことに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

令和4年度各会計予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時03分休憩

午後3時43分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計予算、議案第5号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第9号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第11号 令和4年度厚岸町水道事業会計予算、議案第12号 令和4年度厚岸町病院事業会計予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

●委員長（竹田委員） 令和4年度各会計予算審査特別委員会に付託されました議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算ほか8件の審査については、3月7日、9日及び本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） はじめに、議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第5号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第6号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第7号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第8号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第9号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第10号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第11号 令和4年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第12号 令和4年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第30号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第30号令和3年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算（10回目）。

令和3年度の厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,160万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億4,686万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

2ページから3ページまで、「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

歳入では1款1項、歳出では3款3項にわたって、それぞれ1,160万7,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。7ページをお開き願います。

歳入であります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1,160万7,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。

歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、災害見舞金5万円の増。2月23日に発生した宮園町営住宅M5号棟の火災被害者の遺族に対する災害見舞金の増であります。

7款土木費、6項住宅費、2目住宅管理費。二つの事業は、2月23日に発生した宮園町営住宅M5号棟の火災関係の経費の関係で、町営住宅150万円の増は、火災が発生した部屋の階下で、消火のための放水により汚損した天井等の修繕料の増で、町営住宅火災被災者支援15万7,000円、新規計上は、火災により避難している入居者に対する費用の計上で、食料費1万円は、被災者に対する弁当代の計上、賄い材料費6万3,000円は被災者3名に対し、一人当たり1日1,000円として、21日分の賄い材料費の計上、布団借上料5万2,000円は、被災者に対する布団の借上料、23日分の計上、入浴費助成3万2,000円は、避難者に対する入浴費助成、23日分の計上であります。

町営住宅奔渡団地設備整備事業385万円、新規計上。町営住宅奔渡団地のプロパンガス強制気化装置の供給口が故障したため、入居者の生活に支障を来す恐れがあることから、緊急を要する工事費の計上であります。

なお、資材の納入に時間を要し、年度内での工事の完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものであります。

9 款教育費、5 目社会教育費、3 目公民館運営費。太田地区公民館解体事業605万円
の増。解体工事の際に、建設時の設計図になかった基礎杭が打ち込まれていることが判
明したため、杭の撤去に要する工事費の計上であります。

なお、工事の追加により、工期の延長が必要となり、年度内での工事完了が見込めな
いため、繰越明許費として計上するものであります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

4 ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費補正」追加であります。

7 款土木費、6 項住宅費。事業名、町営住宅奔渡団地設備整備事業。金額、385万
円。

9 款教育費、5 項社会教育費。事業名、太田地区公民館解体事業。金額、2,728万1,0
00円。

先に申し上げたとおり、この2事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めな
いことから、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでござい
ます。

以上で、議案第30号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算（10回目）の提案説明とさ
せていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第5、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配布のとおり、各委
員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会すること決定いたしました。

以上で、令和4年厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員